

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の
当日投票所における2枚交付について

本日、都筑区の当日投票所において、1人の選挙人に対し、誤って衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙を2枚交付し、投票させてしまいました。

投票の公平性を損なう2枚交付を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

1 経緯等

令和3年10月31日（日）14時20分頃

選挙人は、都筑区の投票所に1人で来場し、本人とご家族の「投票のご案内」を受付係に提示しました。受付の従事者は本人と家族1名の「投票のご案内」に照合印を押印・返却し、投票用紙交付係を案内しました。

選挙人が2枚の「投票のご案内」を提示したため、小選挙区の投票用紙交付係は投票用紙を2枚交付し、選挙人は2枚とも投票箱に投函しました。選挙人は、比例代表の投票用紙交付係でも同様に2枚の「投票のご案内」を提示しましたが、比例代表の投票用紙交付係が気づき、交付ミスが発覚しました。

その後、選挙人に家族の投票用紙を誤って交付してしまったことをご説明し、比例代表と国民審査は選挙人の投票のみ行いました。

2 原因

同様の事例を用いて従事する区の職員へ注意喚起を行っていましたが、民間従事者まで十分に伝わっていませんでした。その結果、受付係及び投票用紙交付係に従事する民間従事者が、投票のご案内を持っていれば家族の分も投票できると誤認し、投票用紙を2枚交付してしまいました。

3 再発防止に向けた取り組み

投票は1人1票のみ受け取れること、家族の「投票のご案内」を持参しても代わりに投票はできないことを、区内投票所へ再度周知徹底しました。

また、今後の選挙執行の際、民間従事者への説明を徹底するなど、再発防止に努めます。

4 投票の取扱

投票用紙は投票箱に投函済みであり、投票箱は開票まで開けることはできず、どの投票用紙が2枚交付により投票されたものか判別ができないため、有効として取り扱われることになります。

【都筑区選挙管理委員会 下村 幹夫書記長のコメント】

このたびは、同様の事例を活かすことができず、投票の公平性を損なう事故を起こしてしまい、大変申し訳ございませんでした。

今後はこのようなことがないように、選挙事務の適正な執行について、改めて従事者への正しい制度周知の徹底に努めてまいります。

お問合せ先

都筑区選挙管理委員会書記次長（都筑区総務課長） 中村 隆幸 Tel 045-948-2210

※本日は開票終了まで090-1776-6862